

Claude Fable 5.1時代の知財実務：「AIを使う」から「行為を証明・統制する」段階へ

知財実務のパラダイムシフト：5.0から5.1へ



5.0: 単発の生成

「単発の生成」から
「多段階のプロセス」の管理へ

5.1では長時間のエージェント業務が強化され、AIが何を検索・選択・破棄したかの「過程」の統制が重要になります。



来歴 (Provenance) ≠ 権利の成立



AIによる
来歴署名

だけでは、人間の著作者性や
発明者性を証明できず、企業側
での独自証跡が不可欠です。



2026年法規制環境への適合

日米欧の最新指針 (日本のプリンシプル・コード等) は、AI利用の透明性と人間による寄与の記録を求めています。

権利を守るための「証跡 (Evidence)」構築

「AI利用ログ」と
「人間の寄与」の分離保存

発明盾にAI提案からの選択理由や修正内容を記録し、自然人の技術的着意をAIログとは別に残します。



証跡バック



30日間の保持制限を超えた
「証跡バック」の構築

ペンダーのデータ保持期間 (30日) に頼らず、特許存続期間や訴訟時効に合わせた長期保存が必要です。



三層構造による著作物管理

AI出力、人間による修正、最終成果物の3段階を保存し、創作的寄与を立証可能にします。

日米欧におけるAI知財判断の現状と実務上の留意点

	🇯🇵 JA	🇺🇸 US	🇪🇺 EU
発明者/ 著作者	自然人に限定 (DABUS判決等)	自然人に限定。 AIのみの生成は不可	透明性義務 (AI Act) が中心
実務上の 対策	人間の創作的寄与の 個別評価・記録	人間による表見的 選択・配置の保存	AI生成物のマー キングと来歴保持